

# 地方分権改革と個性を活かした地方の取組

## 1. 地方分権改革の流れ

地方分権改革とは、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革です。

### (1) 国と地方の新しい関係確立 - 第1次地方分権改革

地方分権改革のスタートとなった衆参両議院における「地方分権の推進に関する決議」（平成5年6月）から、20年が経過しました。

平成7年7月に発足した地方分権推進委員会は5次にわたる勧告を行い、平成11年7月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の成立により、第1次地方分権改革が実現しました。

第1次地方分権改革のポイントは、国と地方の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係に変え、機関委任事務制度の廃止や国の関与に係る基本ルールの確立などにより、地方分権型行政システム（住民主導の个性的で総合的な行政システム）を構築したことです。

### (2) 具体的な改革の積み重ね - 第2次地方分権改革

平成19年4月に発足した地方分権改革推進委員会においては、第1次地方分権改革の課題として持ち越された規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）、権限移譲を中心に4次にわたる勧告が行われました。これを受けて、4回にわたり地方分権改革の一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）が成立しました。

第2次地方分権改革のポイントは、国の個々の法令を見直すことで、数多くの個別の事務・権限について、規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）や権限移譲（都道府県→市町村、国→都道府県等）が実現したことです。

第1次・第2次地方分権改革を通じた取組により、地方全体に共通する地方分権の基盤となる制度が確立し、地方公共団体について、自治の担い手としての基礎固めが行われました。

### (3) 新しいステージを迎えた地方分権改革

平成26年5月に成立した第4次一括法により、地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討を行ったこととなります。

このように地方分権改革は新しいステージを迎えたことから、今後は、従来の課題への取組に加え、地方の「発意」と「多様性」を重視し、個々の地方公共団体から全国的な制度改革の提案を広く募る「提案募集方式」を導入するとともに、権限移譲に当たっては、個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に移譲する「手挙げ方式」を導入するなどにより、地方分権改革を着実に推進することとしています。

## 2. 個性を活かした地方の取組

### (1) 国の制度改革の成果を活かした取組

このように地方分権改革を進めてきた結果、各地方公共団体においては、以下の例に示すように、国の制度改革を活用した取組が進められ、様々な効果が上がっています。

#### ○地域課題への柔軟な対応が可能に

従来は、法令で全国一律の基準が定められていましたが、義務付け・枠付けの見直しにより、地方公共団体が、公園、道路、公営住宅などの整備に当たり、条例で独自の基準を定められるようになりました。また、権限移譲により、市町村自らが都市計画の策定主体となるなど、自主的に決定できるようになりました。

これにより、各地方公共団体においては、地域の実情に応じた独自の基準や計画を定めることができ、それぞれの地域の課題を柔軟に解決できるようになりました。

〔事例1、4、5、8～12、16、22参照〕

### ○身近な窓口での行政サービス提供により 利便性が向上

従来は、都道府県が申請受理等の窓口事務を行っていましたが、権限移譲により、住民や事業者にとって身近な市町村の窓口で、パスポートの申請手続や事業活動に伴う手続などをできるようになり、利便性が向上しました。

〔事例19、20参照〕

### ○迅速な事務処理が可能に

従来、都道府県が許認可を行っていた事務について、市町村への権限移譲と併せて、事務の効率化を行うことにより、事務処理期間の短縮が図られました。〔事例19参照〕

### ○きめ細かい対応により行政サービスが向上

従来は、都道府県が立入検査や是正等の権限を持っていましたが、権限移譲により、地域の実情に精通した市町村において、きめ細かい対応ができるようになり、行政サービスが向上しました。〔事例14参照〕

### ○二重行政を解消し、行政サービスの総合性・効率性が向上

従来、同一分野（例えば、母子保健）の施策を都道府県と市町村で分担して事務を処理していましたが、権限移譲により、市町村が事務全体を一括して担当することができ、効率的な行政運営ができるようになるとともに、住民にとっても窓口の一元化が図られました。

〔事例2、18参照〕

## (2) 分権意識の高まりが生んだ地方独自の取組

各地方公共団体においては、国の制度改革に伴う取組のみならず、以下の例に示すように、地方が自主性・自立性を発揮した独自の取組も見られます。

### ○地域の特性を活かした行政サービスの展開

様々な地域課題を解決するため、地方公共団体が自らの発意で主体的に定めた条例や施策が幅広い分野で見られるようになりました。

〔事例6、7、13、15、17、21、23参照〕

### ○住民との協働・参画を活かした行政サービスの展開

身近な地域課題について、行政と、住民や地域コミュニティとの協働により解決を図ろうとする取組や、住民が政策形成過程に参画する取組など、住民自治の高まりが見られるようになりました。〔事例3、14、15、17、24～26参照〕

### ○地方議会の活性化

地方議会において、積極的な議員提案条例の制定のほか、住民に開かれた議会とするため、住民との対話や議会のインターネット中継など情報発信の充実に取り組む議会が見られるようになりました。〔事例27参照〕

### ○地方分権改革の推進体制の整備

地方分権改革を推進するため、基本方針の策定や県と市町村の連携体制の構築、住民への積極的な情報発信を行っている団体が見られるようになりました。また、関係する地方公共団体が事務処理を共同化するなど、協力して課題解決に当たっている団体も見られるようになりました。〔事例20、28～30参照〕

## 3. 地方分権改革事例30

「地方分権改革事例30—個性を活かし自立した地方をつくる—」は、内閣府地方分権改革推進室が平成25年9月から10月にかけて行った地方公共団体の事例調査や、平成26年2月に開催された地方分権改革有識者会議地方懇談会で紹介のあった事例等の中から、実効性（制度改革を活用するなどにより効果が上がっている取組か）、地域性（地域独自の背景や課題を踏まえた取組か）、先進性（全国に先駆けた先進的な取組か）、波及性（他の地方公共団体への波及が見込める取組か）等の観点に立って、特色のある事例を整理したものです。